縦　覧　用

工事番号　　営工中南8第2005号

工 事 名　　弘前警察署（庁舎）改築給排水衛生設備工事

問合せ先窓口
財産管理課　設備営繕グループ
ＴＥＬ　０１７－７３４－９１４８

財務部財産管理課

令和8年11月

建　築　工　事　概　要

1　工 事 名　　弘前警察署（庁舎）改築給排水衛生設備工事

2　工事場所　　弘前市大字八幡町三丁目　地内

3　構造及び規模

棟　　名	庁舎			
用　　途	警察署			
構 造 ・ 階 数	RC造・4階建			
延 べ 面 積	6,749.56㎡			
備　　考				

4　工事内容

給排水衛生設備工事 一式
ガス設備工事 一式
自動制御設備工事 一式

5　工　　期　　令和10年11月30日 まで

6　工事施工年度割

令和8年度	23%
令和9年度	46%
令和10年度	31%

現　場　説　明　書

1　工 事 番 号　営工中南8第2005号
2　工　事　名　弘前警察署（庁舎）改築給排水衛生設備工事
3　工 事 場 所　弘前市大字八幡町三丁目　地内

「■」印または「□」印のついたものについては、「■」印の付いたものを適用する。

4　一般共通事項

(1) 本工事に対する質問事項がある場合は、以下の対応とする。
　質問書を　１２月　３日　12時00分までにメールにて
財務部財産管理課［setsubieizen@pref.aomori.lg.jp］あて提出すること。
　回答書を　１２月　７日　12時00分までにメールで回答する。
　なお、質問がない場合は提出不要とする。質問への回答がある場合のみ、全者に対して通知する。質問書提出以外の問合せ(電話、来所等)には対応しない。

(2) 共通仮設費率及び現場管理費率の算定に用いる工期(T)は、23.8ヶ月とする。
概成工期は工期末より45日前とする。

(3) 余裕期間制度について
■　本工事は余裕期間制度を適用しない。
□　本工事は余裕期間制度を適用し、詳細は下表による。

実工期	○○日間(○.○ヶ月)
余裕期間制度	落札日より○○日以内
留意事項	受注者は現場着手日報告書(実施要領参照)を提出することにより、請負契約を締結した日から発注者が設定する余裕期間内の任意の日を現場着手日として選択することができる。

※詳細は、青森県県土整備部整備企画課ホームページに掲載されている「「余裕期間制度」実施要領」による。

(4)　週休２日確保工事について
□　本工事は週休2日確保工事の対象としない。
■　本工事は「完全週休２日（土日）Ⅰ型」の週休２日確保工事である。受注者は「完全週休２日（土日）」の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合簿で報告（希望する場合は協議）し、希望する取組を行うものとする。また、「月単位の週休2日」及び「通期の週休2日」の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。なお、完全週休２日（土日）を確保した場合の労務費及び現場管理費補正を行った上で予定価格を作成している。

□　本工事は「完全週休２日（土日）Ⅱ型」の週休２日確保工事である。受注者は「完全週休２日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合簿で報告（希望する場合は協議）し、希望する取組を行うものとする。また、「通期の週休2日」の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。なお、完全週休２日（土日）を確保した場合の労務費及び現場管理費補正を行った上で予定価格を作成している。

□　本工事は「月単位週休２日型」の週休２日確保工事である。受注者は「完全週休２日（土日）及び月単位の週休2日」又は「月単位の週休2日」の取組の希望の有無を工事着手前に監督職員に工事打合簿で報告（希望する場合は協議）し、希望する取組を行うものとする。また、受注者は、「通期の週休2日」の取組については、協議に関わらず取り組むものとする。なお、月単位の週休２日を確保した場合の労務費補正を行った上で予定価格を作成している。

※週休2日確保工事の詳細は、青森県財務部財産管理課ホームページ掲載の「建築工事における「週休2日確保工事」実施要領」による。

(5) 災害応急対策又は災害復旧に関する工事について
■ 本工事は対象外である。
□ 本工事は建設工事請負契約書第29条第4項ただし書の規定の適用を受ける災害応急対策又は災害復旧に関する工事である。

(6) 工事情報共有システム(ASP)について
□ 本工事では工事情報共有システム(ASP)を利用しない。
■ 本工事では工事情報共有システム(ASP)を利用する。なお、通信環境が確保できない場合などは、監督職員とシステムの利用について協議すること。
※工事情報共有システム(ASP)の詳細は、青森県財務部財産管理課ホームページ掲載の「建築工事における工事情報共有システム(ASP)利用基準」による。

(7) 工事上の留意事項
本工事の施工に伴う周辺道路、建築物、工作物等への損傷に対する復旧や、補償などに要する費用は、すべて受注者の負担とする。
現場周辺の道路における通行者等の安全に充分留意をし、付近住民への迷惑行為のないよう配慮すると共に、TV受信障害の苦情に対しては速やかに監督職員と協議すること。また、近隣との相互理解に努め、発注者と連絡を密にし、付近の住民に対して誠意と責任のある対応をすること。

(8) 工事の施工にあたっては、工事用資材等を運搬するダンプトラック等の大型自動車による交通事故防止の観点から、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第12条に規定する団体等への加入者の使用を促進すること。

(9) 建設業退職金共済制度について
建設業退職金共済制度(以下「建退共」という。)に加入している受注者は、工事契約を締結後1ヶ月以内に建退共に発注者用掛金収納書を提出すること。また、建退共に加入していない受注者は、すみやかに加入し掛金収納書を提出すること。なお、期限内に提出できない特別の事情がある場合は発注者に申し出ること。

(10) 受注者(受注者と契約に基づき事業を実施する者を含む。以下同じ)は、この契約にかかる工事の施工に必要な無技能労働者について、公共職業安定所の紹介する失業者を雇用するよう努めること。

(11) 請負代金額に対する各年度の支払限度割合
令和8年度　23%
令和9年度　46%
令和10年度　31%

(12) 暴力団員等による不当介入に対する通報・報告義務
受注者は、受注者及び下請負者に対して暴力団員等による不当介入があった場合、警察及び発注者へ通報・報告しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

(13) 火災保険等について
建設工事請負契約書第54条の規定により、工事目的物及び工事材料を下記保険に付すこと。
ア 保険種別
保険種別は下記のとおりとし、いずれかの保険契約をすること。
普通火災保険、火災建築保険、建設工事保険、組立保険
イ 加入を要しない単独工事
外構、植栽、書架制作据付、地盤調査、解体、敷地調査、草地造成等

ウ　保険契約の時期、加入期間、対象金額

保険種別		加入期間	加入期間	保険対象金額
建設工事保険		工事開始時	工期後19日	請負金額の100％以上
組立保険		機材搬入時	同上	同上
普通火災保険 火災建築保険	建築	基礎完了時	同上	請負金額の85％以上
	設備	機材搬入時	同上	請負金額の95％以上
	その他	機材搬入時	同上	請負金額の100％以上

契約変更に伴い、当初の請負金額の15％を超える増額(累計した額)が行われた場合、又は工期を延長した場合は、ただちに前表に準じて加入内容変更の措置を講ずること。

エ　受注者は、保険証書の写しを発注者に1部提出すること。

(14) 法定外労災保険の契約

受注者は、労働者災害補償保険法に基づく労災保険のほかに、法定外の労災保険の契約を締結しなければならない。保険証券等を監督職員に提示し、確認を受けること。

(15) 工事実績情報サービス(CORINS)への登録について

受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、訂正時は登録申請をしなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。申請期間は公建築工事標準仕様書による。

問合せ先　一般財団法人日本建設情報総合センター
受注企業向けヘルプデスク(0503-493-1871)

(16) ワンデーレスポンスの実施について

本工事は、ワンデーレスポンス実施対象工事である。「ワンデーレスポンス」とは、受注者からの質問、協議への回答は、基本的に「その日のうち」に回答するよう対応することである。ただし、即日回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答期限を設けるなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることとする。

受注者は計画工程表の提出にあたって、作業間の関連把握や工事の進捗状況等を把握できる工程管理方法について、監督職員と協議を行うこと。

受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じた場合は速やかに文書にて監督職員へ報告すること。

発注者が効果・課題等を把握するためアンケート等のフォローアップ調査を実施する場合、受注者は協力すること。

(17) ウィークリースタンスの推進について

本工事は受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のためウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について工事着手前に受発注者間で共有し、工事を進めていくこととする。

ア　打合せ時間の配慮：打合せは、勤務時間内に行う。
イ　資料作成依頼の配慮：資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
ウ　ワンデーレスポンスの再徹底：問合せに対してワンデーレスポンスを徹底する。

(18) デジタル工事写真の小黒板情報電子化について

デジタル工事写真の小黒板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黒板の記載情報の電子的記入および、工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

本工事でデジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、工事契約後、監督職員の承諾を得たうえでデジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下「対象工事」という。)とすることができる。対象工事では、以下のアからエの全てを実施することとする。

ア　対象機器の導入

受注者はデジタル工事写真の小黒板情報電子化の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下「使用機器」という。)について、営繕工事写真撮影要領2.(3)撮影方法に示す項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認(改ざん検知機能)を有するものを使用することとする。なお、信憑性確認(改ざん検知機能)は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」に記載している技術を使用していること。また、受注者は監督職員に対し、工事着手前に本工事での使用機器について提示するものとする。

使用機器の事例として「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参照されたい。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

イ　デジタル工事写真における小黒板情報の電子的記入

受注者はアの使用機器を用いてデジタル工事写真を撮影する場合、被写体と小黒板情報を電子画像として同時に記録してもよい。小黒板情報の電子的記入を行う項目は、営繕工事写真撮影要領2.(3)撮影方法による。ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

ウ　小黒板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは営繕工事写真撮影要領に準じるが、イに示す小黒板情報の電子的記入については営繕工事写真撮影要領4.で規定されている写真編集には該当しない。

エ　小黒板情報の電子的記入を行った写真の納品

受注者は、イに示す小黒板情報の電子的記入を行った写真(以下「小黒板情報電子化写真」という。)を工事完成時に監督職員へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に工事写真信憑性チェックツール又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督職員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。

【参考】

電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)

https://www.cryptrec.go.jp/list.html

使用機器の事例及びデジタル工事写真信憑性チェックツール

https://www.jcomsia.org/kokuban/

(19)遠隔臨場の実施

本工事は、建設現場の遠隔臨場を行う対象工事である。受発注者間で協議の上、監督職員の「監督職員の立会い」、「監督職員と協議」、「監督職員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督職員の立会い等」という。）に動画撮影用のカメラ等とWeb 会議システム等を利用して遠隔臨場を行うものとする。

ア　建設現場における遠隔臨場の実施

建設現場における遠隔臨場の実施は、工事受注者における「監督職員の立会い等に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」や発注者（監督職員）における「従来の臨場の削減による効率的な時間の活用」を目指し、動画撮影用のカメラ等とWeb 会議システム等を使用して、公共建築工事標準仕様書、公共建築改修工事標準仕様書、公共建築木造工事標準仕様書及び建築物解体工事共通仕様書（以下「標準仕様書等」という。）に定める「監督職員の立会い等」を行うものである。なお、遠隔臨場は、『県有建築物営繕工事の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領』の内容に従い実施する。

イ　実施内容

（ア）「監督職員の立会い等」の実施

受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb 会議システム等を利用しながら「監督職員の立会い等」を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

（イ）機器の手配

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

（ウ）遠隔臨場を中断した場合の対応

電波状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行う。対応方法に関しては、確認箇所を画像・映像で記録したものをメール等で共有し、監督職員が当該画像・映像により確認することも可能とする。なお、本項目は受発注者間で協議し、別日の臨場（遠隔臨場を含む）に変更することを妨げるものではない。

（エ）効果の検証

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

（オ）費用

動画撮影用のカメラ等やWeb 会議システム等の購入・リース費等の費用については別途とする。

（カ）不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等を行った場合は、「建設業法」第２８条の規定に基づき、監督処分を実施する場合がある。

(20) 青森県認定リサイクル製品の使用

本工事は「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」に基づき、「青森県認定リサイクル製品」を使用し工事を実施するよう努めるものとする。なお、「青森県認定リサイクル製品」の入手が困難な場合のほか使用できない理由がある場合は、その旨を「書面」で提出し、監督職員の承諾を得て新材製品を使用するものとする。(Aグループのみ)

【青森県認定リサイクル製品優先使用指針-使用上のグループ区分に基づく認定製品の使用】

Aグループ	特段の理由がない限り、優先使用に努める。
Bグループ	試験的な使用等、積極使用に努める。

※使用上のグループ区分は価格と施工実績によるもので製品の優劣で定めたものではない。Bグループの製品であっても使用できる工種がある場合は使用するよう努めるものとする。

認定リサイクル製品のパンフレット及び優先使用指針は下記の資源循環推進~~環~~課ホームページに掲載している。

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shigen/nintei_recycle.html

5 現場環境改善（快適トイレの設置）

(1) 本工事では、受注者が「快適トイレ」の設置を希望する場合に、従来型トイレとの差額を計上できるものとする。

(2) 受注者は、「快適トイレ」の設置を希望する場合、以下のアからサの仕様を満たすトイレを設置するものとする。シからチの項目については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

ア　洋式（洋風）便座
イ　水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き~~を~~含む）
ウ　臭い逆流防止機能
エ　容易に開かない施錠機能
オ　照明設備
カ　衣類掛け等のフック付き、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重５kg以上）

【付属品として備えるもの】

キ　現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
ク　周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
ケ　サニタリーボックス（女性~~専~~用トイレに必ず設置）
コ　鏡と手洗器
サ　便座除菌クリーナー

【推奨する仕様、付属品】
シ　室内寸法 900×900㎜ 以上（面積ではない）
ス　擬音装置（機能を含む）
セ　着替え台
ソ　臭気対策機能
タ　室内温度の調整が可能な設備
チ　小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）

(3) 設置に要する費用については、当初積算時には計上していない。(2)を満たしていることを示す書類及び見積書を作成のうえ監督職員と協議し、設計変更時に計上するものとする。

(4) 計上費用は、実際に要した費用のうち従来型トイレ(10,000円/基・月)との差額について57,000円/基・月を上限に共通仮設費に計上するものとし、男女別で各1基ずつの計2基(現場に女性がいない場合は1基)まで計上の対象とする。計上費用の上限を超過した金額については計上を行わない。

(5) 快適トイレは現場付近に設置するものを対象とし、現場事務所内に備え付けられているトイレは本項目の対象としない。
※快適トイレについての詳しい情報は、国土交通省ホームページやNPO法人日本トイレ研究所のホームページを参照。

6 施工条件等
(1) 適用基準等
■ 営繕工事写真撮影要領(令和5年版)　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修
■ 工事写真撮影ガイドブック(令和5年版)　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
■ 青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン(令和4年4月)
■ 青森県景観条例に基づき「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守すること
■ 建設副産物適正処理推進要綱

(2) 環境物品等の調達方針
特記仕様書Ⅱ工事仕様(共通事項)における「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」を「青森県環境物品等調達方針」と読み替える。

(3) 施工の制約
■ なし
□ あり(執務並行改修)

(4) 宅地造成及び特定盛土等規制法における規制対象規模に当たるものの有無
■ なし
□ あり(□宅地造成、□特定盛土等、□土石の堆積)

(5) 電気保安技術者
■ 適用しない。
□ 適用する。工事現場におく電気保安技術者は、標準仕様書による。

(6) 工事期間中停止させない設備
■ なし
□ あり（　　）

(7) 材料、機材の品質等
ア　本工事に使用する材料及び機材等は、設計図書に規定するもの、又はこれらと同等のものとする。
イ　「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業建築材料等評価名簿(令和6年版)」（一般社団法人　公共建築協会発行）による。

ウ　使用する機材等が前項イによる場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1章第4節1･4･2(2)（設備工事の場合は第1編第1章第4節1･4･2(3)）の品質及び性能を有することの証明となる資料の提出を省略できる。ただし、標準仕様書に規定される製作図･試験成績書等は除く。

エ　本県に本店、支店、営業所を有するメーカー製品及び可能な限り県産材を使用すること。

(8)「青森県リサイクル製品認定制度」に基づく認定リサイクル製品の使用について

認定リサイクル製品を使用する場合は、監督職員の指示する様式に必要事項を記入し、公衆の見やすい場所に掲示すること。

(9) 化学物質を放散する建築材料等

ア　仕上塗材、塗料、シーリング材、接着剤及びその他の化学製品の選択及び取扱いに当たっては、当該製品の製造所が作成した化学物質等安全データシートの内容を把握するとともに、現場に常備し、記載内容の周知徹底を図ること。

イ　接着剤、塗料等の使用に当たっては、使用方法や使用量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとること。また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に放散した溶剤成分等の希釈を図ること。

ウ　使用する材料は、JIS Z 7253(GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法-ラベル、作業場内の表示及び安全データシート(SDS))よる安全データシート(SDS)等により確認を行い、石綿含有建材を使用しないこと。

(10) 技能士

本工事の完成に必要な作業及びその作業に従事する職種（職業能力開発促進法施行規則別表第十一の三の三に掲げる職種に限る。）について適用する。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議する。

(11) 特別な材料の工法

標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、材料製造所の指定する工法とする。

(12) 監督員事務所

■　設けない。

□　設ける。仕様等は下表を標準とする。

部位等	仕様等
規模	2号(20㎡)程度
床	合板張又はビニル床シート張
内壁・天井	合板又はせっこうボード張、合成樹脂エマルションペイント塗
屋根	塗装溶融亜鉛めっき鋼板張、又は鉄板張のうえ調合ペイント塗
備品	保護帽、ゴム長靴、雨ガッパ、机、いす、ホワイトボード、懐中電灯、消火器、電話、書棚、衣類ロッカー、掛時計、温度計、冷暖房機器、湯沸かし器

(13) 工事用仮設等

・工事用水(構内既存の施設)

■　利用できない

□　利用できる(有償)

□　利用できる(無償)

・工事用電力(構内既存の施設)

■　利用できない

□　利用できる(有償)

□　利用できる(無償)

・交通整理員

■　置かない

□　置く(工事期間中　１人３０日)

(14) 施工中の環境保全等

施工に使用する建設機械は、低騒音型、低振動型及び排出ガス対策型建設機械とすること。

(15) 建設副産物の適正処理

ア　総則

建設副産物の処理に当たっては「建設副産物適正処理推進要綱」及び「平成18年版建築工事における建設副産物管理マニュアル・同解説(国土交通省)」によること。また、関係法令等に基づき適正な手続き及び処理をするとともに、再資源化により得られた建設資材の積極的な活用に努めること。

イ　契約前の事前説明(建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律(以下「建設リサイクル法」という。)第8条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)

落札者は契約締結前に、監督職員に対して建設リサイクル法第12条第1項の規定による説明(書面の様式は監督職員の指示による)を行い、説明時に交付した書面と同じものを契約事務担当者へ提出すること。

ウ　産業廃棄物税

本工事に伴って生じる産業廃棄物のうち、最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合については、青森県産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。なお、本工事において最終処分場(中間処理施設経由を含む)に搬入する産業廃棄物がある場合は、産業廃棄物税相当額を積算しているものである。

エ　建設発生土の処理

■　なし

□　以下の搬出先での受入れとして積算している。

発生量	運搬距離	搬出先の名称及び所在地	備考

オ　建設副産物の処理

とりこわしにより発生する建設副産物は、以下の施設での受入れとして積算している。

名称	施設の名称	施設の所在地	備考

カ 産業廃棄物収集運搬車に係る表示及び備え付け

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の規定により、運搬車を用いて産業廃棄物の収集又は運搬を行う場合には、自己の産業廃棄物を運搬する場合を含め、同法施行規則に定められた事項を車体の両側面に見やすいように表示するとともに、同規則に定められた書面を当該車内に備え付けること。

キ 産業廃棄物の適正な処理の確認

マニフェストのA票とE票(完成時にE票が未着の場合はD票とし、後日E票の写しを提出すること)を監督職員に提示すること。また、数量の集計表を提出すること。

ク 再資源化等の完了の報告(建設リサイクル法第9条の規定による「対象建設工事」の場合に限る。)

受注者は、再資源化等が完了したとき、監督職員に対して建設リサイクル法第18条第1項の規定による報告(書面の様式は監督職員の指示による。)を行うこと。

(16) 発生材(建設副産物)と処理方法

種別	対象品目	分析調査
発注者へ引渡しを要するもの	PCB含有機器類	
	微量PCB	
	PCB含有シーリング材	
再利用を図るもの		
再資源化を図るもの(注1)	コンクリート塊	
	アスファルト・コンクリート塊	
	建設発生木材	
	建設汚泥	
	建設混合廃棄物	
	金属類	
	小形二次電池	
	蛍光ランプ	
	HIDランプ	
	ガラス	
	硬質ポリ塩化ビニル管・継手	
特別管理産業廃棄物	石綿(除去作業に使用した保護具及び養生材を含む)	特記による
	廃油	
	廃酸、廃アルカリ	
	ダイオキシン含有廃棄物	
特殊な建設副産物	フロン	
	ハロン	
	煙感知器(イオン化式)	
	六フッ化硫黄(SF6)ガス	
	PFOS	
	特定化学物質(　　)	

(注1)上記以外の廃棄物についても、可能な限り再資源化に努めること。

(17) 建設副産物

本工事は、コブリス・プラスの登録対象工事であることから、施工計画書作成時、工事完了時及び登録情報に変更が生じた場合は速やかにコブリス・プラスにデータの入力を行うものとする。なお、これにより難い場合には、監督職員と協議するものとする。

ア　資源有効利用促進法省令に基づく再生資源利用（促進）計画の提出・説明及び現場掲示について

再生資源利用（促進）計画書については、工事着手前及び必要の都度、施工計画書に含め監督職員に提出の上説明すること。

再生資源利用（促進）計画を作成し、工事現場の公衆が見やすい場所に掲示すること。

イ　再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書

再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合は、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出すること。

(18) 石綿の事前調査

労働安全衛生法に基づく石綿障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下のアからウに該当する工事は、当該地域を所管する労働基準監督署及び自治体に石綿の有無の事前調査結果を報告すること。

ア　建築物の解体工事（解体部分の床面積の合計が80㎡以上）

イ　建築物の改修工事（請負金額が税込100万円以上）

ウ　工作物の解体工事又は改修工事（請負金額が税込100万円以上）

※　詳細は青森県環境エネルギー部環境政策課ホームページ
(https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/kankyo/kanho_asbestos.html)、
環境省ホームページ（https://www.env.go.jp/air/asbestos/post_87.html）、
厚生労働省ホームページ（https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/）を参照のこと。

(19) 伐木・抜根材の有効利用システム

■　対象外

□　対象

伐木・抜根材が発生する場合は、樹種、部位別に分別し、1～3m程度の長さに切断、土砂等を除去し、１m未満のものを含めて集積し、整然とした状態で引渡期間中現場内に保管すること。

現場内に保管できない場合は監督職員の指示に従う。保管にあたっては、ロープ等で固定するなど盗難、飛散対策を行い、周辺環境に悪影響を与えないよう注意すること。また、保管場所には適切な表示を行うこと(内容は監督職員の指示による)。なお、これら有用化に必要な費用は本工事に含まれている。

「伐木・抜根材発生情報提供システム」とは、発生した伐木・抜根材の発生情報をインターネットで公表し、有用物として有効利用する一般の希望者へ提供することを目的としたものである。

(20) 化学物質の濃度測定

■　対象外

□　対象

工事完成前に、室内空気中の化学物質の濃度を測定し、測定結果を監督職員に報告すること。測定対象化学物質、測定対象室・測定個所数、測定方法は以下による。測定の結果が、施設用途に応じて、令和7年1月17日付け医薬発0117発第1号の「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について（厚生労働省医薬局長通知）」において設定した室内濃度指針値、又は学校環境衛生基準で規定している基準を超えた場合は、監督職員と協議すること。

ア　測定対象化学物質

ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、
パラジクロロベンゼン※学校環境衛生基準が適用される場合

イ　測定対象室・測定箇所数

図示する。

ウ　測定方法

(ア)　空気の採取

□　拡散方式(測定バッジ)

□　拡散方式(パッシブサンプラー)

□　拡散方式(パッシブガスチューブ)

□　吸引方式

(イ)　測定・分析は、厚生労働省が室内空気中化学物質の濃度を測定するための標準的方法として示した以下の方法によって行う。または、以下と相関の高い方法によって行うこともできる。

・ホルムアルデヒド：高速液体クロマトグラフ法

・揮発性有機化合物：ガスクロマトグラフィー質量分析法

(21) 技術検査

工事施工途中における技術検査(中間検査)は下表を原則とし、監督職員と協議すること。なお、技術検査時に工事写真等を電子データにより検査する場合、必要となる機器の準備及び操作は受注者が行う。

ア　建築工事

(ア)　新営工事

構造	検査工程
RC造(SRC造含む)にあっては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの	基礎工事完了時 躯体工事完了時(原則１階)
S造にあっては、3階建て以上のもの又は延べ面積が500㎡を超えるもの並びに20ｍを超えるスパンを有するもの	基礎工事完了時 鉄骨建方完了時
W造にあっては、延べ面積が500㎡を超えるもの	軸組完了時
用途、構造及びその他の事由により必要と認められるもの	□　基礎工事完了時 □　躯体工事完了時

(イ)　改修工事・解体工事

□　躯体の改修又は補修が工事に含まれ、仕上げ工事により品質の確認が困難と予想される場合は、改修又は補修工法の施工完了時に行う。

□　屋根等の主要な工事部分について、工事施工中の仮設足場がなければ確認困難と予想される場合は、仮設足場撤去前に新営工事に準じて行う。

□　その他、発注者が必要と認めた工程(別途監督職員の指示による)で行う。

イ　設備工事

(ア)　新営工事

機材が天井仕上げ等で隠ぺいされる前(原則1回)に行う。

主要な機器が水没等により不可視となる前に行う。

発注者が必要と認めた工程(別途監督職員の指示による)で行う。

(イ)　改修工事

新営工事に準じて行う。

(22) 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。また、可能な限り地元建設業者を使用すること。

ア　受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

イ　下請負者が青森県有資格建設業者名簿登載業者である場合には、指名停止期間中でないこと。

ウ　下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

(23) 報告書

ア　施工体制台帳及び施工体系図並びに書類点検票（兼 元請自己点検票）

下請負業者と契約締結後速やかに、施工体制台帳及び施工体系図並びに書類点検票（兼 元請自己点検票）を監督職員に提出すること。

イ　主要機器資材メーカー報告書

使用する主要機器資材メーカー報告書を監督職員に提出すること。

ウ　技能士報告書

技能士が適用された場合は、報告書を監督職員に提出すること。

エ　工事報告書（月間）

毎月25日までに月間の工事報告書を提出すること。25日の前に工事が完成する場合、出来高が100%に達した後に提出すること。

(24) 工事の一時中止

ア　工事の一時中止に係る計画の作成

契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けること。なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持管理に関する基本的事項を明らかにすること。

イ　工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。

(25) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、契約担当官等に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

(26) 官公署その他への届出手続等

官公署その他への届出手続等を行うに当たり標準仕様書によるほか、押印の要否に関わらず発注者の組織において決裁を要するか事前に確認すること。

(26) 提出図書等

ア　完成時の提出図書

提出図書等	部数	備考
完成図（A4版二つ折り製本）	3部	
■ 完成写真(改修工事の場合は着工前を左、完成後を右に入れる。完成後の写真には黒板を入れないこと。)	1部	
■ 官公署届出書類（原本）	1部	
電子納品（CD-R又はDVD-R）	3部	・一部について紙による納品とする場合、監督職員との協議による。
完成写真(改修工事の場合は着工前を左、完成写真を右に入れる。完成後の写真は黒板不要)		
工事写真		
実施工程表		
完成図（CADによるSXF(P21)形式、オリジナル形式及びPDF形式(全ての図面及び特記仕様書を1つのPDFファイルにまとめ、DRAWINGFファイルフォルダに格納))		
施工計画書(工事期間中に監督職員の承諾を受けたもの)		
承認図		
施工図		
保全に関する資料(標仕(1.7.3)(1)に示す内容)		
■ 建築物等の利用に関する説明書		
■ 試験・調整・測定・総合試運転等結果報告書		
■ 機器性能試験成績書		
■ 機器設定値等一覧表(温度、圧力、風量、作動範囲等の設定値及びその設定者等)		
■ 機器付属品・保守工具等一覧表		
■ 施工者連絡先一覧表		
■ 官公署届出書類（写し）		
■ 機器取扱説明書		
■ 保証書		
建築工事における工事関係資料		
□ 仕上表（メーカー、品番を記入したもの）		
□ 鍵明細書・鍵引渡書（写）・鍵受領書（写）		
□ 材料搬入報告書		
□ 出荷証明書		
□ 品質（検査）証明書		
□ 骨材試験成績書		
□ コンクリート試験成績書（塩化物量、強度等）		
□ 鉄筋試験成績書（圧接）		
□ 鉄骨試験成績書（溶接）		
□ 技能士報告書（検定合格証書写しを添付）		
□ 製材品利用実績調書		
□ 県産資材の活用実績報告書（総合評価落札方式による工事に限る。）		
設備工事における工事関係資料		
■ 出荷証明書		
■ 機器完成図		
■ 品質（検査）証明書		
■ 技能士報告書（検定合格証書写しを添付）		
■ 県産資材の活用実績報告書（総合評価落札方式による工事に限る。）		
打合記録簿(指摘事項及び協議記録等)		
その他監督職員が指示する書類		

イ　その他

(ア)　電子納品は、「青森県営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン」による。

(イ)　提出図書等は、折りたたみコンテナ(D530*W366、蓋無し、容量40～50ℓ程度)に納め、外装に工事番号及び工事名を記入した上で納入とするが、提出図書等が少ない場合等あるため、監督職員に確認すること。

(ウ)　貸与されたCADデータは本工事における施工図及び竣工図の作成のため以外に使用しないこと。

(エ)　建築物等の利用に関する説明書は、「建築物等の利用に関する説明書作成の手引き(本編)(国土交通省大臣官庁営繕部)」を参考にするものとし、保全計画は必ず作成すること。なお、改修工事の場合は既存の保全計画等の活用について検討すること。

(オ)　中間検査・完成検査時において、電子納品のデータを確認するため、受注者は24インチ程度以上のモニターを２台用意するものとするが、紙による検査を希望する場合などは、監督職員との協議による。

(28) 中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

ア 本工事は、ナフサを由来とする建設資材について、中東情勢の変化等により供給の偏りや流通の目詰まりにより、入手が困難となっている資材（以下「調達検討資材」という）について、調達変更により必要となる経費（以下「別途調達経費」という）について、設計変更により計上をする工事である。

イ 調達検討資材は、監督職員と協議するものとする。

ウ　受注者は、次の(ア)、(イ)のとおり、調達検討資材について別途調達経費が必要となる場合には、事前に監督職員に「調達検討資材に関する協議書（様式１）」を提出し、協議するものとする。

(ア) 調達検討資材の代替資材を調達した場合

(イ) 設計図書どおりの調達検討資材を調達するために、流通状況を踏まえた調達経費が別途必要となる場合（受注者が流通経路を見直して調達した場合も含む）

エ　設計変更に際し、受注者は、「調達検討資材に関する実施報告書（様式２）」、調達時期、購入数量、購入単価が記載された実際の取引伝票、見積書、請求書等（以下「証明書類」という）の資料を監督職員に提出する。

オ　妥当性が確認された別途調達経費について設計変更の対象とする。受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

カ　本運用による設計変更内容は、建設工事請負契約書第25条（スライド条項）の対象外とする。

キ　疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。